

山形広域都市計画道路の変更の案に関する公聴会（令和6年9月12日）

公聴会公述の趣旨及び理由と都市計画決定権者の考え

公述人	公述の趣旨と理由	公述に対する都市計画決定権者の考え
<p>公述人A (山形市)</p>	<p>① 蔵王樫沢線を全線地表式とし、両側に自転車・歩行者道（5～5.5m）を設けて、幅員30～32mとすることが良い。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>山形南道路の理念は、「交通分担」と「地域振興」であるが、地域が分断され、乗り降りもできず、地域社会の維持・活性化、まちづくりの観点より誠に不相当である。また、現国道112号の蔵王飯田～下条・金井の間は、西村山、庄内に向かう通過交通機能に加え、山形市内における生活道路の側面も大きく、その代替道路としての本道は生活者利用及び近距離移動用利用の観点も必要であり、通勤、通学、レジャー等の自転車や歩行者が安全に交通できる、車道と分離した、十分な幅員の自転車歩行者道路を整備すべきである。</p>	<p>国道112号は山形市と庄内地域を連絡する、通過交通を担う路線ですが、市街地の発展や拡大、周辺道路網の整備に伴い、市街地と郊外を往来する発着交通が増え、生活交通と物流・観光交通が混在しており、それに伴う交通混雑、混雑に起因する事故、救急搬送への支障など道路交通と地域の課題を解決するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイパス整備による交通容量の確保</li> <li>・交通の転換による現道交通の円滑化</li> <li>・通過交通と発着交通の分散による利用交通の分担</li> <li>・円滑な救急搬送ルート、物流ルートの確保</li> </ul> <p>などを目的に整備される道路です。</p> <p>そのため蔵王樫沢線<sup>1</sup>においては、嵩上式とすることで沿道出入りの影響を抑制し、中央帯を設置することなどにより、バイパス交通の円滑化を図っております。</p> <p>歩道、自転車道については、周辺土地利用や歩行者の利用状況を考慮すると、蔵王樫沢線の新設区間は歩道を設置せず、現道活用区間については既存道路の自転車・歩行者道を利用させていただき考えとしております。また、嵩上式にして既存道路を交差させることで、歩行者・自転車の利用が維持されることとなります。</p> <p>一方で、地表式とした場合、今まで使用できた生活道路や農道などの機能が寸断され、前後の計画する交差点まで迂回が生じ、迂回に伴う通勤、通学、農作業などに不便をかけることとなるため、新設区間については嵩上式とし、横断ボックスを設置するなど、横断機能が確保されるように検討しています。</p> <p>具体的な道路の構造については、事業予定者が事業実施段階において検討し、関係機関との調整を踏まえた上で、地域住民へ丁寧に説明を行い、御理解を得ながら進めてまいります。</p>

1 蔵王樫沢線：都市計画道路 3・4・30号 蔵王樫沢線 の略で、国道112号山形南道路のこと。

公述人	公述の趣旨と理由	公述に対する都市計画決定権者の考え
公述人A (山形市)	<p>② 上山山形西天童線は、分断せず、現道活用区間（1660m部分）は都市計画道路2線の併用・重複区間とすることが良い。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>現道活用区間は山形南道路として活用されても、現上山山形西天童線の機能を失うものではない。従って、この区間は、両道の機能を併せ持つものとして、両都市計画道路の併用とすべきである。</p>	<p>都市計画道路とは、都市計画において定められる都市施設の一つであり、都市計画法の規定により、名称、位置及び区域などを定めることとされております。都市計画道路として定める土地の区域は、当該都市計画道路のための用に供される区域となることから、他の都市計画道路の区域と重複して決定しない運用としております（立体構造の施設を除く。）。</p> <p>なお、今回の変更により現在の上山山形西天童線<sup>2</sup>の機能が失われるというものではございませんので、御理解いただきますようお願いいたします。</p>
	<p>③ 東山形長谷堂線について、廃止することは適当で無い。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>山形南道路が東山形長谷堂線の機能を合わせて果たすとは考えられない。また、統合とする沼木中屋敷線と東山形長谷堂線は、終点も違い、目的と理念も異なる道路と思われ、統合は不適當である。</p>	<p>東山形長谷堂線<sup>3</sup>の松栄から終点までの区間については、現状の機能と将来交通量、社会情勢の変化などを勘案し、今回の都市計画の変更に合わせて、都市計画を廃止するとしたところです。</p> <p>また、東山形長谷堂線の南館交差点から松栄までの区間と沼木中屋敷線<sup>4</sup>は、現況が一路線の県道（山形白鷹線）であることから、東山形中屋敷線として一つの都市計画道路に整理したところです。</p>
		<p>以上のことにより、本都市計画原案を都市計画案として公告縦覧を行ってまいります。</p>

2 上山山形西天童線：都市計画道路 3・2・1号 上山山形西天童線 の略で、県道山形上山線の一部区間のこと。

3 東山形長谷堂線：都市計画道路 3・2・2号 東山形長谷堂線 の略で、国道348号及び県道山形白鷹線の一部区間のこと。

4 沼木中屋敷線：都市計画道路 3・4・16号 沼木中屋敷線 の略で、県道山形白鷹線の一部区間のこと。

山形広域都市計画道路の変更の案に関する公聴会（令和6年9月12日）

公聴会公述の趣旨及び理由と都市計画決定権者の考え

公述人	公述の趣旨と理由	公述に対する都市計画決定権者の考え
<p>公述人B (山形市)</p>	<p>3・4・30号蔵王樺沢線(国道112号山形南道路)の都市計画道路の変更決定に当たって、地域の事情を酌んだ付帯意見を入れて決定して欲しい。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>国道112号山形南道路の計画については、飯塚町民としては盛り土構造になるとは想定しておらず、道路地盤が隣接地盤と同程度の高さの地表方式によって施工されるものと思っております。8月25日及び26日の住民説明会において、嵩上式による道路となると聞き及び地元住民は驚いているところです。</p> <p>既に、飯塚町内は東北中央道により2分割されており、さらに、国道112号南道路により分割されることは耐え難く、町内会の総意として承服できるものではありません。景観的にも配慮した嵩上式以外の地表方式などによる施工をお願いしたい。</p> <p>また、国道112号南道路が地表式で施工推進されれば、樺沢・飯塚町内を含む山形西部地域の発展が見込まれます。</p> <p>歴史的に、道路があつて町が発展してきました。ぜひ、町の発展に寄与する道路づくりをお願いするものです。</p>	<p>国道112号は山形市と庄内地域を連絡する、通過交通を担う路線ですが、市街地の発展や拡大、周辺道路網の整備に伴い、市街地と郊外を往来する発着交通が増え、生活交通と物流・観光交通が混在しており、それに伴う交通混雑、混雑に起因する事故、救急搬送への支障など道路交通と地域の課題を解決するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイパス整備による交通容量の確保</li> <li>・交通の転換による現道交通の円滑化</li> <li>・通過交通と発着交通の分散による利用交通の分担</li> <li>・円滑な救急搬送ルート、物流ルートの確保</li> </ul> <p>などを目的に整備される道路です。</p> <p>そのため蔵王樺沢線<sup>1</sup>においては、嵩上式とすることで沿道出入りの影響を抑制し、中央帯を設置することなどにより、バイパス交通の円滑化を図ることとしております。</p> <p>一方で、地表式とした場合、今まで使用できた生活道や農道などの機能が寸断され、前後の計画する交差点まで迂回が生じ、迂回に伴う通勤、通学、農作業などに不便をかけることとなるため、新設区間については嵩上式とし、横断ボックスを設置するなど、横断機能が確保されるように検討しています。</p> <p>具体的な道路の構造については、事業予定者が事業実施段階において検討し、関係機関との調整を踏まえたうえで、地域住民へ丁寧に説明を行い、御理解を得ながら進めてまいります。</p> <p>また、都市計画決定にあたり、付帯意見を付すかどうかも含めて、都市計画審議会において審議されることとなります。頂いた御意見については、今後、山形県都市計画審議会に説明してまいります。</p> <p>以上のことにより、本都市計画原案を都市計画案として公告縦覧を行ってまいります。</p>

1 蔵王樺沢線：都市計画道路 3・4・30号 蔵王樺沢線 の略で、国道112号山形南道路のこと。

山形広域都市計画道路の変更の案に関する公聴会（令和6年9月12日）

公聴会公述の趣旨及び理由と都市計画決定権者の考え

公述人	公述の趣旨と理由	公述に対する都市計画決定権者の考え
<p>公述人C (山形市)</p>	<p>新たに建設される「3・4・30号蔵王榎沢線」と新たな「3・2・13号谷柏天童線」が交差する下谷柏公民館付近の交差点について、現在の下谷柏地区と台谷柏地区を結ぶ市道台谷柏中谷柏線と前記両道路との乗り降りが円滑にできるような構造としなければならない。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>現在、上記交差点は、「3・2・1号上山山形西天童線」（通称西回りバイパス）と下谷柏地区と台谷柏地区を結ぶ市道台谷柏中谷柏線が交通信号による平面交差になっていて、信号表示に従って自由に乗り降りできている。</p> <p>しかし、今回発表になった「山形広域都市計画道路の変更の案」によると、現在の交差点に新たに「3・4・30号蔵王榎沢線」が加わり、さらに、本案の大きな目的である交通の円滑化と渋滞の緩和の観点から交通信号機が廃止されるものと想定される。そうなれば、下谷柏地区と台谷柏地区を結ぶ市道台谷柏中谷柏線と「3・4・30号蔵王榎沢線」・「3・2・13号谷柏天童線」との乗り降りはできなくなってしまう。</p>	<p>国道112号は山形市と庄内地域を連絡する、通過交通を担う路線ですが、市街地の発展や拡大、周辺道路網の整備に伴い、市街地と郊外を往来する発着交通が増え、生活交通と物流・観光交通が混在しており、それに伴う交通混雑、混雑に起因する事故、救急搬送への支障など道路交通と地域の課題を解決するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイパス整備による交通容量の確保</li> <li>・交通の転換による現道交通の円滑化</li> <li>・通過交通と発着交通の分散による利用交通の分担</li> <li>・円滑な救急搬送ルート、物流ルートの確保</li> </ul> <p>などを目的に整備される道路です。</p> <p>そのため蔵王榎沢線<sup>1</sup>においては、嵩上式とすることで沿道出入りの影響を抑制し、中央帯を設置することなどにより、バイパス交通の円滑化を図ることとしております。</p> <p>現在の上山山形西天童線<sup>2</sup>と市道台谷柏中谷柏線の平面交差点付近に、新しく蔵王榎沢線と谷柏天童線<sup>3</sup>の交差点を計画していることから、下谷柏地区と台谷柏地区を結ぶ市道台谷柏中谷柏線、と上山山形西天童線との乗り降りの機能と、花川、本沢川の洪水浸水想定区域の影響も考慮した構造を、事業予定者が事業実施段階において検討し、関係機関との調整を踏まえたうえで、地域住民へ丁寧に説明を行い、御理解を得ながら進めてまいります。</p> <p>以上のことにより、本都市計画原案を都市計画案として公告縦覧を行ってまいります。</p>

1 蔵王榎沢線：都市計画道路 3・4・30号 蔵王榎沢線 の略で、国道112号山形南道路のこと。

2 上山山形西天童線：都市計画道路 3・2・1号 上山山形西天童線 の略で、県道山形上山線の一部区間のこと。

3 谷柏天童線：都市計画道路 3・2・13号 谷柏天童線 の略で、県道山形上山線の一部区間のこと。

公述人	公述の趣旨と理由	公述に対する都市計画決定権者の考え
公述人C (山形市)	<p>現在、この交差点は、車が最大の移動手段である下谷柏地区と台谷柏地区住民の重要な生活道路であり、現在より不便になることは、自治会としても認められない。また、朝晩を中心に「地区外から」と「地区外へ」とこの交差点を利用する車も多い。</p> <p>そのため、「交差点の立体化」「本流の道路へのアプローチのための側道」「本流から分かれるための側道」などの建設も含めて、下谷柏地区と台谷柏地区を結ぶ市道台谷柏中谷柏線と「3・4・30号蔵王樺沢線」・「3・2・13号谷柏天童線」との乗り降りが円滑にできるような構造とすべきである。(しかし、この交差点付近の浸水ハザードマップを考慮すると、「アンダーパス化」は避けるべきと思われる。)</p>	

山形広域都市計画道路の変更の案に関する公聴会（令和6年9月12日）

公聴会公述の趣旨及び理由と都市計画決定権者の考え

公述人	公述の趣旨と理由	公述に対する都市計画決定権者の考え
<p>公述人D (山形市)</p>	<p>羽州街道や（仮称）南山形防災3号線道路（令和13年新設）といった道路の上を通る予定とのことだが、特に（仮称）南山形防災3号線道路は測量が始まった段階なので、十分に山形市と連携の上計画を進めていただきたい。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>羽州街道は路線バスやトラック、除雪車両の通り道である。（仮称）南山形防災3号線道路（令和13年新設）も除雪車両が通るはずである。嵩上式道路の敷設にあたっては、高架の高さ、橋脚の間隔に関して、既存道路（別途新設の道路を含む）の機能を損なわないような計画をお願いしたいと思ったため。</p>	<p>国道112号は山形市と庄内地域を連絡する、通過交通を担う路線ですが、市街地の発展や拡大、周辺道路網の整備に伴い、市街地と郊外を往来する発着交通が増え、生活交通と物流・観光交通が混在しており、それに伴う交通混雑、混雑に起因する事故、救急搬送への支障など道路交通と地域の課題を解決するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイパス整備による交通容量の確保</li> <li>・交通の転換による現道交通の円滑化</li> <li>・通過交通と発着交通の分散による利用交通の分担</li> <li>・円滑な救急搬送ルート、物流ルートの確保</li> </ul> <p>などを目的に整備される道路です。</p> <p>そのため蔵王榎沢線<sup>1</sup>においては、嵩上式とすることで沿道出入りの影響を抑制し、中央帯を設置することなどにより、バイパス交通の円滑化を図ることとしております。</p> <p>嵩上式道路である蔵王榎沢線と交差する既存道路（別途新設の道路を含む）については、事業予定者が事業実施段階において、道路管理者等と連携し、関係機関との調整を踏まえたうえで、地域住民へ丁寧に説明を行い、御理解を得ながら計画を進めてまいります。</p> <p>以上のことにより、本都市計画原案を都市計画案として公告縦覧を行ってまいります。</p>

1 蔵王榎沢線：都市計画道路 3・4・30号 蔵王榎沢線 の略で、国道112号山形南道路のこと。

山形広域都市計画道路の変更の案に関する公聴会（令和6年9月12日）

公聴会公述の趣旨及び理由と都市計画決定権者の考え

公述人	公述の趣旨と理由	公述に対する都市計画決定権者の考え
<p>公述人E (山形市)</p>	<p>3・4・30 蔵王榎沢線の松原地内の計画路線（案）の変更要望</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>松原地内で、 西－市道「松原蔵王みはらしの丘線」 東－市道「松原睦合橋線」 南北－市道「南館黒沢線」 の交差点の上を、当該計画路線が交差するよう計画されています。</p> <p>計画路線の示される前に、「松原睦合線」北側に、南館黒沢線に近い方に6家屋（令和4年末～5年10月入居）、その東側に11家屋（令和4年5月～5年12月10日家屋入居）が新築しました。</p> <p>該当路線の北側となり、日照、騒音、振動障害が発生するものと思われます。また、家屋移転が必要な家屋もあると思われます。</p> <p>市道交差点を交差するため、相当高い道路面になり、買収用地幅が広くなり、影響を受ける家屋数が多くなると思われます。家屋移転数等の最小限になるように計画路線の再考を要望します。</p>	<p>国道112号は山形市と庄内地域を連絡する、通過交通を担う路線ですが、市街地の発展や拡大、周辺道路網の整備に伴い、市街地と郊外を往来する発着交通が増え、生活交通と物流・観光交通が混在しており、それに伴う交通混雑、混雑に起因する事故、救急搬送への支障など道路交通と地域の課題を解決するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイパス整備による交通容量の確保</li> <li>・交通の転換による現道交通の円滑化</li> <li>・通過交通と発着交通の分散による利用交通の分担</li> <li>・円滑な救急搬送ルート、物流ルートの確保</li> </ul> <p>などを目的に整備される道路です。</p> <p>そのため蔵王榎沢線<sup>1</sup>においては、嵩上式とすることで沿道出入りの影響を抑制し、中央帯を設置することなどにより、バイパス交通の円滑化を図ることとしております。</p> <p>蔵王榎沢線の通過位置は、起点の国道13号交差位置やJR奥羽本線との交差位置、埋蔵文化財包蔵地、工場・事業所、住居等の立地状況を総合的に踏まえ、通過位置を計画しておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>なお、蔵王榎沢線の整備に伴う、日照、騒音、振動障害等の影響については、事業予定者が事業実施段階において影響が少なくなるよう構造等を検討し、関係機関との調整を踏まえたうえで、地域住民へ丁寧に説明を行い、御理解を得ながら進めてまいります。</p> <p>以上のことにより、本都市計画原案を都市計画案として公告縦覧を行ってまいります。</p>

1 蔵王榎沢線：都市計画道路 3・4・30号 蔵王榎沢線 の略で、国道112号山形南道路のこと。